

食品の新たな機能性表示制度に係る 食品表示基準(案)の概要

平成26年11月
消費者庁食品表示企画課

食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)の概要①

1. 根拠法等

食品表示法に基づく食品表示基準(内閣府令)として、報告書で取りまとめられた制度の基本事項を規定。制度の運用に係る事項は、運用指針(施行通知)、ガイドライン等で具体的に規定

2. 名称(第二条第一項第十号)

機能性表示食品

3. 表示の対象者(第二条第一項第十号)

疾病に罹患していない者(未成年、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を除く。)

4. 対象食品(第二条第一項第十号)

食品全般(特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えてるものとして健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第十二条第二項で定める栄養素(脂質、糖類、ナトリウム等)の過剰な摂取につながる食品を除く)

5. 事前届出制(第二条第一項第十号)

当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届出る。

食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)の概要②

6. 義務表示事項(第三条第二項、第十八条第二項)

- 1)機能性表示食品である旨
- 2)科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
- 3)栄養成分の量及び熱量
- 4)一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量
- 5)一日当たりの摂取目安量
- 6)届出番号
- 7)食品関連事業者の連絡先
- 8)機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨
- 9)摂取の方法
- 10)摂取する上での注意事項
- 11)バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言
- 12)調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては当該注意事項
- 13)疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- 14)疾病に罹患している者、未成年、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦に対し訴求したものではない旨(生鮮食品を除く)
- 15)疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
- 16)体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨

食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)の概要③

7. 表示禁止事項(第九条第一項第七号、第二十三条第一項第六号)

- 1) 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
- 2) 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分を強調する用語
- 3) 消費者庁長官の許可又は承認を受けたものと誤認させるような用語
- 4) 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分(たんぱく質、脂質等)の機能を示す用語

8. 表示の方式(第二十二条第一項第四号、別表第二十)

- 1) 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示
- 2) 機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び安全性について、国に評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示

1. 施行通知に規定する主な事項

食品表示基準に規定されている事項の具体的な内容等

2. ガイドラインに規定する主な事項(予定)

- 1) 安全性及び有効性に関する評価等
 - (1) 安全性及び有効性に係る根拠情報(食経験に関する評価、生産・製造及び品質の管理の状況、臨床試験及び研究レビューの実施手順等)
 - (2) 可能な機能性表示の範囲
- 2) 届出に関する事項(届出様式、届出に必要な事項及び添付資料等)
- 3) 情報開示に当たっての考え方(安全性及び有効性に係る根拠情報の開示方法等)
- 4) 健康被害の情報収集体制 等